

4月1日から

「18歳で大人」に!

未成年者は原則として契約をするに当たって親権者などの同意を得なければなりません。同意を得ずになされた契約は取り消すことができません。一方、大人になると一人で契約できる反面、原則として一方的にやめることはできません。契約は慎重に、責任を持って行いましょう。

問 消費生活センター

☎(20)3015

(平日午前9時〜午後4時)

消費者ホットライン

☎(局番なし)188

印鑑登録証明書の性別表記を廃止します

これまで「印鑑登録証明書」には、登録印影のほか、氏名・住所・生年月日・性別を表記し交付していましたが、性的少数者の方へ配慮し、4月1日から性別表記を廃止します。

なお、「住民票の写し」については、住民基本台帳法により規定されているため、性別欄の記載は省略できません

が「住民票記載事項証明書」の性別欄の記載の有無は選択できます。

問 市民課 ☎(20)3016

10年旅券(パスポート)の申請年齢が引き下げ

4月1日以降、有効期間10年の旅券(パスポート)を申請できる年齢が18歳以上に引き下げられます。

詳しくは外務省のホームページをご確認ください。



問 市民課 ☎(20)3016

東京圏通学者・通勤者 定住促進奨励金

市では、人口減少を抑制するとともに、本市に定住し東京圏に通学・通勤する方を支援するため、高速バス定期券を利用して東京圏に通学・通勤する方たちに奨励金を交付します。※予算の上限に到達次第、受け付けは終了します

▼交付金額 11カ月当たり5千円
申 6月30日(木)までに総合戦略推進室 ☎(20)3012

こどもの健やかな成長と子育て支援

市ではこどもの健やかな成長と子育てを支援するため、令和4年度からこども医療費の助成を拡充するとともに、第2子以降の保育料を無償化します。



①こども医療費の18歳まで無料化

■問合せ=こども課 ☎(20)3023

4月から18歳(到達以後最初の3月31日)までのこどもに対する医療費(保険診療の自己負担分)を助成します(これまでは15歳のこどもまで)。

対象となる方には3月下旬に「こども医療費受給資格者証」を郵送しましたので、栃木県内の医療機関で受診する際、健康保険証とともに提示してください。

②保育料の第2子以降無償化

■問合せ=保育課 ☎(20)3038

4月から認可保育所などの第2子以降の保育料を無償化します(これまでは第3子から)。

※必要の手続きは個別に案内します

 <p>永代供養墓</p> <p>合同墓 (1名様) 10万円</p>	 <p>永代樹木葬</p> <p>合同墓 (1名様) 15万円</p>	 <p>永代五輪供養塔</p> <p>1墓 (2名様) 120万円</p>
<p>宗旨宗派不問 年間管理費不要 生前受付</p> <p>土・日・祝もご見学開催中</p> <p>mail info@kuyounosato.com 観音寺:管理事務所/事務局:供養の郷 東武佐野駅より徒歩8分 佐野駅より関東バス「佐野厄除け大師」バス下車すぐ</p> <p>佐野大仏 観音寺 〒327-0015 栃木県佐野市金井上町2237</p> <p>☎ 0283-25-8535</p> <p>永代樹木葬なら ペットと一緒に 入れる区画がございます</p>		

催し物などが中止や延期となる可能性があります。いただくか、担当部署にお問い合わせください。



生活情報 **Information**

皆さんの生活に関することについてのお知らせです。

**マイナンバーカード臨時
交付窓口の開設について**

▼期間 4月～令和5年3月の第2、第4日曜日各午前9時～午後1時※5月22日(日)および令和5年1月22日(日)はメンテナンスのため開設しません
▼会場 市民課(1階)

※交付通知書(はがき)の交付場所が各行政センターと記載されている方は、受取希望日の4営業日前までに各行政センターに受取場所変更の申し出を行ってください

▼同課(マイナンバーカード専用) ☎(85)7056、田沼行政センター ☎(61)1124、葛生行政センター ☎(86)4713

障がい者福祉タクシー券を交付します

▼内容 初乗り運賃相当額分助成券を申請月に応じて一括交付(月5枚で年間最大60枚)

▼対象 ①身体障害者手帳1・2級の方、②療育手帳A・A1・A2の方、③精神障害者保健福祉手帳1級の方
▼申請場所 障がい福祉課(2階)、田沼・葛生行政センター、各支所

▼申請に必要なもの 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
▼同課 ☎(20)3025

「特定空家等」の解体には補助金が出ます

周辺に悪影響を及ぼす危険な空き家を市内業者に依頼し除却(解体)する場合、費用の一部を補助します。補助額は除却費用の2分の1で最大50万円です。申請には市の事前調査が必要となるため、詳細はお問い合わせください。

▼申請期間 4月18日(月)～10月31日(月)
▼募集数 先着35件程度
▼建築住宅課 ☎(20)3103

住所変更の手続きはお済みですか?

入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動される方は、窓口での「正確な住所の届け出」が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

な手続きです。

▼転入届(市外からの引っ越し)、転居届(市内での引っ越し) 住み始めてから14日以内に窓口に届け出る必要があります。ただし、感染予防のため、届出期間を過ぎた場合であっても「正当な理由」があるとして、通常どおり手続きできます。

▼転出届(市外への引っ越し) 窓口での手続きのほか、郵送での手続きも可能です。

▼取扱窓口 市民課(1階)、田沼・葛生行政センター、各支所
※届け出には、本人確認書類が必要です。詳しくはお問い合わせください
▼同課 ☎(20)3016

電気柵購入助成

市有害鳥獣被害対策協議会では、業者と機材一式ごとに単価契約した電気柵に限り、購入額の一部(40%以内)を補助します。申請できる電気柵の数量は、個人経営体は1セットです(認定農業者と法人・営農集団は2セットまで)。※予算内での補助のため、申請に限りがあります

▼対象 市内の農地を耕作している個人、法人・営農集団で5せ(5a)以上の農地に設置する方
▼機種
イノシシ用(電池式・ソーラー式) 100m～500mの各機種
シカ用(電池式・ソーラー式) 100m～300mの各機種※各機種の負担額は4月下旬に決定
▼5月9日(月)より申請書に必要事項を記入の上、直接同協議会(農山村振興課内) ☎(61)1163
※申請には設置する農地の地番および面積が必要です

ウクライナ人道危機救済金の受け付けについて

日本赤十字社佐野市地区では、ウクライナ人道危機救済金の受け付けを行っています。

▼受付場所 社会福祉課(2階)、田沼行政センター、葛生行政センター※市役所総合案内(1階)には募金箱のみ設置。市社会福祉協議会にも募金箱を設置しています
▼受付期間 5月26日(木)まで
▼同課 ☎(20)3020

女性に大人気! プレミアム『佐野唐沢の里』樹木葬墓地 55 限定区画

ヨーロッパ調

合葬区画 1名様9万円

所在地 佐野市犬伏上町2226 昌福寺 ☎0120-008-952

ぜひ一度ご覧になって下さい。見学は自由に出来ます。(10:00~16:00)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最新の情報は市ホームページをご覧ください

